（消費経済企画室、商取引検査室及び消費者相談室）

第三十四条　商取引・消費経済政策課に、消費経済企画室、商取引検査室及び消費者相談室を置く。

2　消費経済企画室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること。

二　経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

三　経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（大臣官房及び経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）。

四　消費経済審議会の庶務に関すること。

3　消費経済企画室に、室長を置く。

4　商取引検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づく検査に関すること。

二　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定に基づく検査に関すること。

三　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づく検査に関すること。

四　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の規定に基づく検査に関すること。

五　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づく検査に関すること。

六　（略）

5　商取引検査室に、室長及び商取引検査官八人を置く。

6　商取引検査官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。

7　消費者相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問合せに対する情報の提供その他の処理に関する事務をつかさどる。

8　消費者相談室に、室長を置く。

第三十五条及び第三十六条　削除

（削る）

（削る）

（削る）

三　経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（製品安全課の所掌に属するものを除く。）。

四　経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（経済産業政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五　消費経済審議会の庶務に関すること。

3　消費経済企画室に、室長を置く。

4　消費者相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問合せに対する情報の提供その他の処理に関する事務をつかさどる。

5　消費者相談室に、室長を置く。

（商取引検査室）

第三十五条　商取引監督課に、商取引検査室を置く。

（新設）

2　商取引検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づく検査に関すること。

二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づく検査に関すること。

三　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の規定に基づく検査に関すること。

四　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づく検査に関すること。

五　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定に基づく検査に関すること。

六　（略）

3　商取引検査室に、室長及び商取引検査官八人を置く。

4　商取引検査官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。

（新設）

第三十六条　削除

第三十六条の二　削除

第三十六条の三　削除

第三十六条の四　削除

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

総務大臣　村上誠一郎